

第35課 表見代理その1（代理権授与表示に基づく表見代理）

すでに若干触れたが、表見代理とは、無権代理の場合であっても、本人にその効果を帰属させたほうが取引の安全や公平の見地から妥当である場合にこれをあたかも代理権の存在する本来の代理、つまり有権代理と同じように扱う制度である。表見代理は、民法上3種類のもので認められており、いずれも、無権代理行為が行われた場合に、本人側に責任を負わされてもやむをえない事由がある場合に、本人よりも、**外観**を信じた相手方の保護を優先しようとするものであり、条文の順にみていくと、最初のものである民法第109条が規定する、いわゆる「代理権授与表示に基づく表見代理」である。

これは、本人Aが、実際には代理人Bに代理権を与えていないのに、Bに代理権を与えたかのような表示（**代理権授与表示**）をし、これを信じたCがBと契約をした、という場合である。この代理権授与表示は、必ずしも直接相手方Cに対してなされる必要はなく、不特定の人に対してなされたものでもよい。例えば、Aが新聞に「Bを代理人に指定しました」などという広告を出せば、代理権授与表示をしたことになる。このような場合には、表示を信じて取引に入った相手方（第109上の文言上は「第三者」と表現されている）を保護する必要性は高い一方、代理権を与えてもいないのに代理権を授与したかのような表示をした本人にはそれ相応の**責任**を負わせても不公平ではないので、表見代理が成立し、本人は有権代理の場合と同じ責任を負い、契約に拘束されることになるのである。

しかし、この制度は、代理権があるかのような外観を信じて取引に入った者を保護するためのものであるから、Bに代理権がないことを知っている者（悪意者）、あるいは注意をすればB代理権がないことを知ることができたはずの者（善意者であるが、過失のあるもの）まで保護する必要はない。したがって、明文の規定はないものの、相手方は、表見代理による保護を受けるには、善意無過失であることを必要とし、本人は、相手方の悪意又は有過失を立証すれば表見代理による責任を免れることができると解されており、判例も同様に解釈している。

なお、この第109条の表見代理は、任意代理を前提とした代理権授与表示に関するものなので、法律によって代理権が与えられる法定代理には適用されないことに注意を要する。

1 重要語句

a 外観

表見代理の場合のように、外観を信じたものを保護し、外観を作り出した者に一定の責任を負わせる理論を一般的に「外観法理」あるいは「権利外観保護法理」という。取引の安全を確保するための法理である。このような考え方は民法の随所にみられる。そもそも、民法は、財産権の保護と取引の安全の保護を調和させるという重要な任務を持っており、各場面に応じて、財産権の本来の権利者の保護を優先させるシステムと、本来の権利者よりも取引の安全を優先させるシステムとを使い分けている。市場経済が発展していくと、取引の安全を保護する必要は一層大きくなり、外観法理を活用する場面が多く出てくるので、よく理解しておいてもらいたい。

b 代理権授与表示

本文に述べたように、代理権授与表示をした者は、これを信じて取引関係に入ってきた善意無過失の相手方との関係では、本来の代理権を与えたのを同様の効果が自分に生じるのを拒絶できない。この代理権授与表示は判例によって古くからかなり広く解釈されており、例えば、Aという建設会社が、Bという下請会社に、Aの社名を使って工事をすることを許していたときには、Bを工事に使う材料などの購入契約の代理人に指定しているという表示をしたものと認めた1930年代の判例がある。また、参考までに、商法では、この民法第109条と同じような考え方から、「表権代表取締役」という制度が定められている（商法第262条）。これは、会社が、（代表取締役ではない）取締役、「社長」「副社長」などといった代表権を持っているかのような肩書き使わせている場合には、その取締役に実際には代表権を与えていなくても、その代表権のない取締役のした行為について、会社は善意の第三者に対しては責任を負わなければならないという制度である。

c 責任

ここで言う「責任」とは、直ちに損害賠償責任や、刑事法上の責任などを意味するのではなく、無権代理行為の効果が自分に及ぶことを拒絶できない、という意味での責任である。無権代理行為による契約の効果が自分に及ぶのであるから、必ずしも契約上の義務を負うだけでなく、契約上の権利も取得する。